

平成25年3月21日 教育委員会会議録

- ・日 時 平成25年3月21日(木) 午後2時00分～午後4時00分
- ・場 所 10階 委員会開催室
- ・出席委員 金村勲委員長、須賀まり子委員、無着道子委員、徳永正靱委員、
後藤恒裕教育長

会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案
 - 議案第 7号 平成25年度教育委員会各所属の運営方針について
 - 議案第 8号 山形市教育委員会事務局組織規則及び山形市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 9号 山形市体育施設の管理及び使用に関する規則の一部改正について
 - 議案第10号 山形市社会教育委員の委嘱について
 - 議案第11号 山形市郷土館運営協議会委員の委嘱について
 - 議案第12号 教育財産（社会教育施設）の取得について
 - 議案第13号 平成25年度山形市立商業高等学校教育方針について
- 4 報 告
- 5 そ の 他
- 6 日 程 等
 - (1) 日程について
 - (2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 7 閉 会

会議録

- 1 開 会 委員長
- 2 前回会議録承認
- 3 議 事

委員長・・・教育部長が他の公務のため2時50分ころ退席しますのでご了承く

ださい。

それでは、議案に入りますが、議案の順番を変更して進行します。はじめに議案第13号 平成25年度山形市立商業高等学校教育方針について、商業高等学校長をお願いします。

商業高等学校長から、議案第13号平成25年度山形市立商業高等学校教育方針について説明があった。

委員長…何か質問はありますか。なければ承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…それでは議案第13号を承認することとします。ここで商業高等学校長は公務のため退席となります。次に、議案第7号 平成25年度 教育委員会各所属の運営方針についてお願いいたします。

議案第7号 平成25年度教育委員会各所属の運営方針について、管理課長より管理課分について、学校教育課長より学校教育課分について説明があった。

委員長…管理課と学校教育課分について、何か質問はございますか。

委員…管理課のホームページの更新について、開かれた教育委員会のことは本当に大事なことと思いますので、積極的にこちらから情報を出していくという姿勢で是非やっていただきたい。出さなくてもよいものまで出すというより、もっと具体的にこういうことをやっている、ということ載せてほしい。

できれば、教育委員会独自のものを作っていただきたい。

委員…基本方針のなかに「時代を支える人財」というところがあるが、あえてこの「財」というのは、大事なもの、宝物という意味合いで、この言葉を使ったのか。豊かな心の子どもたち＝人財と考えていいのかと読んだ。辞書には無い言葉だったようなので、意味としてはどうということなのか。

管理課長…「人財」は造語である。山形市第7次総合計画の中で、時代を担う

子どもの育成ということで「人財」という言葉を使っており、それを受けて山形市教育基本計画においてもこの言葉を使用している。委員のお話いただいたとおりの意味となる。

委員長・・・1頁の基本方針について、過大規模校対策と元双葉小学校利活用について述べられているが、基本方針に入れるべきかということを知りたい。4頁具体的施策にこの件が入ってくる。ここでいいのでないか。内容的に問題があるわけではないが、基本方針なので二つの学校だけ特化するのには、私の考えでは馴染まない。各論の中で出てくるのは特に問題はない、という意見を申し上げる。他に、2頁の点検評価の所で、「進行管理」という言葉が出てくるが、この言葉はよく使うのか。あまり聞いたことがない。

管理課長・・・「進行管理」は、いわゆる行政計画の進捗状況を点検しつつ見直していく意味で使っている言葉である。

委員長・・・使っているのであれば結構である。

管理課長・・・先ほど指摘のあった過大規模校と元双葉小学校については、具体的な施策にも書き込みがあるので、この部分を修正させていただき、方針ということで大きく括らせていただく。また、須賀委員から指摘のあった専用ホームページの作成については、少し検討させていただきたい。積極的な情報提供ということで、ただ単に周知するのではなく、積極的に周知していくという姿勢が見える文言に修正させていただく。

委員長・・・管理課は以上でよろしいですか。時間の限りもありますので進みます。学校教育課に関して質問はありますか。

私からですが、全体的に感じたのは、内容的に全くそのとおりだが、各課の冒頭の部分である基本方針について、表現が統一されていない。5頁の学校教育課では「基本理念である」という表現になっているが、管理課、社会教育青少年課、スポーツ保健課、学校給食センターは、「『山形市教育基本計画に基づき』」になっている。少年自然の家と図書館は、「『山形市教育基本計画』を受けて」になっている。意味は同じであるが、揃えたほうがよいのではないかと。

た、7頁の不登校児童生徒対策で、「10名を中学校に4名を小学校に配置し」とあるが、教育相談員の配置は固定するのか。

学校教育課長・・・教育相談員の配置は一年間固定している。不登校や別室登校が多い学校を中心に配置している。配置校を増やすために、五日間毎日行く学校だけでなく、二日間と三日間のみ配置する学校がある。中学校は小規模校の山寺中と蔵王二中以外は、10名で全校をカバーすることになっている。小学校についても、六校について、二日間、三日間の学校と五日間毎日の学校に分けて配置している。

委員長・・・8頁の外国語指導助手についてですが、小学校の外国語活動を実施したために外国語嫌いになった子どもが七割いるという、他県の話聞いたことがある。外国語活動というところに意味があるわけで、嫌いになってもらっては困る。一番気になるのは発音がおかしくなってしまうこと。英語の免許を持っている小学校の教員は、1%に満たないのではなかったか。

学校教育課長・・・英語の免許を持っている教員は多くない状況である。

委員長・・・専門家もいるが、ALTなど国際化の波に乗り遅れないという主旨であるから、心しながら指導していただきたい。

就学援助について、私は地域の民生委員も担っているが、申請は必ず民生委員を通さなければならない。何度申請しても駄目な方がいる。駄目なら駄目と言ってあげた方が親切ではないか。民生委員は申請された方の収入は分からない。この状況ではいくら申請されても無理ですと示したほうが保護者に対しても親切ではないか、と思っている。検討いただきたい。

学校教育課長・・・今のようなご意見も沢山いただいております、当初、モデルケースのようなものを作ろうか、と話題にしたことがある。しかし、準要保護については、全員の児童生徒の保護者に、申請ができるように配慮することが一番大切であると判断している。生活が大変だという家庭については、何度でも申請をしていただきながら、こちらで最終的には判断をするということをしづるを得ないと思っている。様々なことで掛かり増しがあり、該当するにも関わらず、

収入金額のモデルを見て該当しないと思って申請をしなくなる家庭が出てくる
ことが、一番心配されるところだ。保護者からの申し出があった場合について
は、学校で申請をしてはどうかと伝え、教育委員会に申請していただく。何度
申請しても受理されないという意見もあるが、全保護者に毎年申請書を渡して、
間口を広げた中で実施していくということが大きな方針であるので、ご理解い
ただきたいと思っている。

委員長・・・申請用紙は、保護者が学校から入手するのか。

学校教育課長・・・全員に渡している。

委員長・・・生徒に渡すのか。

学校教育課・・・そのようにしている。また、PTA総会でも資料を渡している。

委員長・・・申請用紙をそのまま渡すのではなく、渡す時に一筆加える、PTA総会
で説明するなど、少し分かりやすくしてほしい。民生委員として実際に実務をし
ているので、何回申請しても駄目なケースがあり気の毒である。

学校教育課長・・・なかなか基準としての金額を申し上げることができない。

委員長・・・この基準ではもう申請されても無理です、という言い方は出来ないの
か。

学校教育課長・・・毎年、「大変申し訳ございませんが、認定なりませんでした」
ということでお返しするしかない。同じ収入金額でも家庭の状況等で判断が違
ってくる。一人ひとりの金額を確認して認定結果をお伝えしなければならない。
その点をご理解いただかなければならないと思っている。

村委員長・・・家計と収入が分からない。なぜ民生委員が関わらなければいけない
のかという疑問もある。新しい家を建てた、高級車を購入したなどは見ればわか
る。しかし、実情や内情は分からない。問題点は間違いなく出ている。方針

をより丁寧に、各家庭がご理解いただけるような説明の機会、広報の機会を濃くしていただきたい。

委員・・・懇談会などで話した内容で進めていただいているようで有り難い。(4)教職員研修の充実に関しては、何にでも通用する、具体的などころが見えないというような感じを受ける。学力の向上ももちろんだが、今の体罰の問題なども考えると、子どもたち一人ひとりが、友だち、兄弟を大切にするというような研修も大事だと思う。昨年と比べて全く変わってないような気がする。変えてくださいということではないが、もう少し具体的に一人ひとりが問題意識を持てるようなことが入るといいのでは、と思っている。

委員長・・・「喫緊の教育課題」というところがそこなのか。

学校教育課長・・・教職員の研修会の中で、特別支援教育の視点で個々に応じた対応について現在進めているところである。また、先ほどあった体罰についても、中体連等の顧問教員の会議の中で資質向上、指導力の向上という部分について話し合っていたりなど、具体的に準備をしているものもある。書ききれない部分もあったので検討していきたい。

委員・・・すぐ変えてくださいということではない。

委員長・・・学校教育課分について他にございませんか。

委員・・・方針についてですが、私がなぜ具体的に言わないかという、予算がこれくらいだからこれくらい、とあれば現実的だと思うが、予算論が全くない中で、言っても仕方がないような気がする。例えば、事業についてこうなります、こうやりますとの話を出してくるが、「本当にこんなことやれるのですか」と伺うと、「課が違いますから」と、帰ってくる。このくらい予算取りましたからここまでやりましょうとなると、いろいろ言える。それでもやはり細かいところまで求めていくのが今日の委員会のあり方なのか。

委員長・・・管理課長はどう考えているのか。私も委員を経験し、いろいろと領け

る件や見える部分がある。新しい感覚で委員のご指摘ももつともだと思う。このような方針に基づいて予算を要求し、実行するものだと思う。その点についてどのようにお考えか。

管理課長・・・具体的な施策の中の事業内容については、予算付けがあった事業を中心に記載している。ただ、限られた予算であり、担当者はいろいろ工夫をしながら目標の実現に向けて努力している。少なくともここに記載している事業の内容については、各課で実施していることを書かせていただいところである。

委員長・・・具体的施策のところは良さそうだと受け止めることができ、理解できる。今の説明でご納得いただけますか。学校教育課部分について、他にありませんか。なければ次に移ります。

社会教育青少年課のうち、社会教育課分について社会教育課長から、青少年課分について青少年課長より説明があった。

委員長・・・来年度に向けて組織の改編があるということで、現在の社会教育課と青少年課が一つになった運営方針となっているが、いかがでしょうか。青少年課は、地域活動と青少年活動に関わっている。この度、2つの課が統合し、一緒になったという意味が何も書かれていない。1年目だけでも記載があっているのではないかと。最初の事業あたりに、組織改編によりこのようになるということを書いて頂いたほうが良いのではないかと。また、12頁の山形を学ぶ推進事業について、「作成段階から社会教育事業において関連事業を展開していく。」の表現が分かりにくい。放課後こども教室推進事業について、このままでもいいのだが、学童保育のところと何かバランスをとる必要はないのか。市長は校長会に参加した際、学校の空き施設を利用して学童保育に提供してくださいと言っている。そういう意味合いのところはいらぬのか。関係部署が違いと書かなくていい、ということではなく、横の連携について記載しても良いのではないかと、思っている。問題提起である。13項(4)②に「国・県等の研修への積極的参加・報告することで」とあるが、参加・報告とは何か。

社会教育課長・・・課の統合についての説明があっても良いのではないかと、という

意見については、検討させていただきたい。山形を学ぶ推進事業の「作成段階から社会教育事業において関連事業を展開していく」については、平成 25 年度の公民館で行われる地域づくり学習の中で、「山形を学ぶ」のテキストに掲載される歴史や自然などをテーマにした講座を先取りして行うことも可能なのではないかとということで、このように記載したところである。

放課後子ども教室の記述のところについて、放課後児童クラブとの関連をとということであるが、放課後の子どもの居場所づくりというところでは共通する面もあるが、放課後子ども教室については、三校でしか行っていないということもあり、あまり放課後児童クラブとの関係について記載しなくてよいのでは、と思っている。

委員長…文章として分かりやすい文章にきなさいというのが私の言いたいことであって、並行しながら事業を展開していくことを書けば一度で済むことではないか。

社会教育課長…修正させていただく。

委員長…他にございませんか。

委員…17頁の文化遺産の啓発について、山形城跡を随分長い期間に渡り整備しているが、予算がないから長引いているのか。スピードアップしているようにも見えるが、どうなのか。

社会教育課長…山形城跡の整備事業については、国土交通省の補助金と文化庁の補助金と二つの補助金を使いながら整備を行っている。基本的にどのくらいの補助金を受けられるかによって計画を立て整備している。補助金の額が徐々に少なくなる傾向になっているので、その中で整備するということになる。

管理課長…今の件について、特に文化財保護については、山形市単独で予算をかけて進めるということができない。文化庁のほうから、発掘調査をしながら今年はこれ位という形で補助金が交付される。それに合わせて順々に進めていく仕組みになっている。初めの整備計画が、十年、二十年と伸びているのが実

態である。

社会教育課長・・・13頁の公民館職員研修の強化に係る報告について、国、県の研修に数名の職員が参加している。研修に参加した職員が、研修で受講した内容を参加しなかった他の公民館の職員に対し、主事研修会などで報告する、という内容となっている。

委員長・・・内容について分かっているが、やはり文章の作り方として如何かということである。今のようなことをもっと簡素化し、表現すればいいのではないか。言っていることは理解している。文章として出す場合、いかがでしょうかという、個人的な感想である。よろしいですか。では次に移ります。

スポーツ保健課長からスポーツ保健課分について説明があった。

委員長・・・スポーツ保健課分について、何かございませんか。

委員・・・21頁(5)の学校における健康教育の中で、学校保健大会を例年開催しているが、内容が充実していて、もっと多くの方に参加をしていただきたいと思っている。これに関して、学校のどの位のところまで案内が行き渡っているのか。限りあるスペースで行うということもあるのが、とてもいい学びの場であると数年思っていた。残念ながら、ここ最近、私たち教育委員は教育委員会会議と同日開催ということで、大会の行事だけで退席しているということが続いている。是非、最後まで参加をさせていただければ有り難いと思っている。来年度についてはどのようなになっているのか。

スポーツ保健課長・・・周知に関しては、学校を通じ行っているが、出席は表彰される方や学校関係者となっている。開催日程については、できる限りの要望に沿うように検討していく。

委員長・・・基本方針の各段落について、「いきます」調で原稿を結んでいる。他の課と比べと、「します」などとなっている。意味は全く変わらないと思うが、全体に見て合わせた方が良くはないか。ドーム型競技場も新聞等で大変賑

やかになっている。また、新野球場など自信を持っていい気もする。社会の関心は高いということ。教育委員会だけの問題ではないと思われるが、そのところを十分意識していかなければならない。他にございませんか。なければ次に移ります。

少年自然の家所長から、少年自然の家分について説明があった。

委員長…何かございますか。25頁の施設環境の整備の推進にある「合成洗剤等の使用禁止、入浴でのシャンプー等の使用禁止」について、合成洗剤とシャンプーはどこへ流れていくのか。

少年自然の家所長…富神川に放流している。

委員長…西山形小学校周辺はホテルの里になっている。環境破壊に繋がらないようにということか。

少年自然の家所長…富神川への環境の影響については、昨年度と今年度、年3回5箇所を調査している。天候や利用者の数によって、数値が変動している。来年度も引き続き調査を実施していくので、傾向が現れてくるのではと思っている。

委員…「使用禁止を推進する」という表現よりも、個人的には「使用を禁止する」という表現にしていただきたい。

委員長…表現についてはいろいろあるので、検討いただきたい。他にありますか。なければ次に移ります。

図書館長から、図書館分について説明があった。

委員長…特定非営利活動法人発達支援センターやまがた若者サポートステーションの活動はボランティアか。

図書館長・・・ボランティアである。

委員長・・・ボランティアということで謝礼等はないのか。

図書館長・・・先方からの申し出という経過もあり、謝礼等はない。

委員長・・・どういう方々か。

青少年課長・・・県内の若者サポートステーションについては、庄内、置賜、村山・最上を対象とした3箇所がある。やまがた若者サポートステーションについては、昨年度市内に開設され、村山・最上地区を対象としている。15歳から40歳位までの通学も仕事もしていない状態にある若者の就学、就業について、社会復帰できるよう支援する取り組みをしている。今、いろいろなところでニートや引きこもり対策を実施しているが、若者サポートステーションは、支援機関ネットワークの中核的役割を期待されている。やまがた若者サポートセンターの登録者数については、100名を越えている状況とのことである。発達支援研究センターが厚生労働省から委託を受け、その運営主体となっている。

委員長・・・意欲を確保しようという事業のようなので、積極的に活用していただきたい。他にありますか。

委員・・・利用者の声に寄せられたものに対して答えるというのがあるが、年間どれくらい投書があるのか。

図書館長・・・利用者の声に関しては、3週間に一度箱を開き、内容を確認している。駐車場が足りない、館内は飲食禁止になっているが、水飲み機を整備したことに対して感謝の声などあった。件数については手元に資料がないため把握できないが、駐車場の問題など対象は絞られてきている。中には職員の対応についてのクレームもあるため、ミーティングを通して対応している。

委員長・・・他にありますか。なければ次に移ります。

学校給食センター所長から、学校給食センター分について説明があった。

委員長…何かありますか。市民向けの啓発活動の具体的なものとは、試食会とか食育活動などになるのか。

学校給食センター所長…その他に広報やまがたも予定している。

委員長…他にありますか。なければ次に移ります。

商業高等学校事務長から、商業高等学校分について説明があった。

委員長…24年度の卒業生で、進学、就職の人数について分かるか。

商業高等学校事務長…24年度の卒業生は279名で、そのうち大学の結果待ちの生徒が3名、就職について2名いる。その他の生徒については、進学及び就職が内定している状況である。よって、結果待ちを含め、就職については80名、進学については199名となっている。

委員長…他にありますか。それでは議案第7号を承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…それでは議案第7号を承認することとします。各課長はよろしく願いしたい。それでは次の議案に入ります。議案第8号 山形市教育委員会事務局組織規則及び山形市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

管理課長から、山形市教育委員会事務局組織規則及び山形市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、社会教育課と青少年課の統合、学校給食センターに栄養管理室の設置及び勤労青少年ホームの廃止と3つの組織の改正について文言を修正する旨、山形市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則について、学校給食センターに栄養管理室及び栄養指導係設置に伴い、

新たに室長及び係長を加える旨、山形市教育機関の職員の職に充てる教育委員会事務局等の職員の職の指定に関する規則について、勤労青少年ホーム部分を削除するとともに、児童文化センター館長及び郷土館館長である社会教育課長を社会教育青少年課長に、青少年指導センター所長、副所長及び所員である青少年課長、青少年課課長補佐及び青少年課青少年係の事務職員の職を社会教育青少年課長、社会教育青少年課課長補佐及び社会教育青少年課青少年係の事務職員の職に改正しようとする旨説明があった。

委員長…学校給食センター栄養管理室室長は課長級か。

管理課長…そのとおりである。

委員長…室長と係長がいるが、組織はどうなっているのか。

管理課長…組織体制は所長、副所長（兼）管理係長、室長となる。

委員長…他に何か質問はありますか。なければ議案第8号を承認してよろしいでしょうか。

（各委員より「はい」の声あり。）

委員長…それでは議案第8号を承認することとします。続いて議案第9号 山形市体育施設の管理及び使用に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。

スポーツ保健課長より、グラウンド・ゴルフ場の設置に伴う使用の方法について、規定の整備をする旨、説明があった。

委員長…何か質問はありますか。なければ議案第9号を承認してよろしいでしょうか。

（各委員より「はい」の声あり。）

委員長・・・それでは議案第9号を承認することとします。続いて議案第10号 山形市社会教育委員の委嘱について、説明をお願いします。

社会教育課長から、議案第10号 山形市社会教育委員の委嘱について、任期満了に伴い、次期委員について各推薦母体への推薦依頼及び有識者へ委員継続について依頼した結果、推薦又は承諾を得たため、13名の委員を委嘱しようとする旨、説明があった。なお、委員15人中、山形市小学校長会及び中学校長会から推薦される残りの委員2名については、4月以降の新体制になってから委嘱になる旨、併せて説明があった。

委員長・・・記載の13名について再任との提案であるが、何か質問等がありますか。なければ議案第10号を承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長・・・それでは議案第10号を承認することとします。続いて議案第11号 山形市郷土館運営協議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

社会教育課長から、議案第11号 山形市郷土館運営協議会委員の委嘱について、任期満了に伴い、次期委員について各推薦母体への推薦依頼及び有識者委員への継続について依頼した結果、推薦又は承諾を得たため、6名の委員を委嘱しようとする旨、説明があった。なお、委員8人中、充て職となっている山形県立博物館長と山形市小学校教育研究会社会科部会推薦となる残りの委員2名については、4月以降の新体制になってから委嘱になる旨、併せて説明があった。

委員長・・・記載の6名について再任との提案であるが、何か質問等がありますか。なければ議案第11号を承認してよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…それでは議案第11号を承認することとします。続いて議案第12号教育財産（社会教育施設）の取得について、説明をお願いします。

社会教育課長から、議案第12号 教育財産（社会教育施設）の取得について、江南公民館と同一建物内にある勤労青少年ホームが、勤労青少年と同施設を取り巻く環境の変化に伴い、平成25年3月31日をもって廃止されることになったため、勤労青少年ホームに係る土地と建物を平成25年4月1日付けで旧所管課である商工観光部商工課から引継ぎを受け、江南公民館として活用するため、教育財産として取得する旨、説明があった。

委員長…何か質問はありますか。なければ議案第12号を承認してよろしいでしょうか。

（各委員より「はい」の声あり。）

委員長…それでは議案第12号を承認することとします。以上で議事を終わります。

4 報 告

委員長…報告に移りますが、事務局からはなしとのことですが、委員の皆様から何かございますか。

（委員からも「なし」の声あり。）

5 その他

委員長…その他ですが、何かありますか。

（各委員、事務局とも「なし」の声あり。）

6 日程等

委員長…日程の報告をお願いします。

管理課長から、平成25年3月22日から平成25年4月25日までの日程について説明があった。

7 閉会 委員長